

滋賀県外国人観光客等受入環境整備事業補助金の概要

1 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止期間を将来の観光需要回復に向けた積極的な「助走期間」と位置づけ、国土交通省の「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」の「宿泊施設インバウンド対応支援事業」、「交通サービスインバウンド対応支援事業」および「地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業」のうち、「宿泊施設インバウンド対応支援事業」（「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」、「宿泊施設バリアフリー化促進事業」）の補助を受ける県内宿泊事業者に対し、上乘せ補助するものです。

2 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業

(1) 事業概要

訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備しようとするもの。

(2) 補助対象事業者

- ・宿泊事業者等団体：複数の宿泊事業者（5者以上）により構成された協議会（団体）
- ・構成員宿泊事業者：宿泊事業者等団体の構成員である宿泊事業者
- ・特定宿泊事業者：DMO または地方公共団体（滋賀県および県内市町）と連携して訪日外国人宿泊者数を向上させる取組を行っている宿泊事業者（1者）

※観光庁への交付申請に当たり、事前に「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画認定申請書」の認定を受ける必要があります（計画の申請期限：6月30日火曜日）

(3) 補助対象事業

- ・館内共用部の無料公衆無線 LAN 環境の整備
- ・館内共用部の洋式便器の整備
- ・自社サイトの多言語化
- ・クレジットカード等決済端末の整備 など

(4) 補助率

- ・1/3（上限150万円）

※国補助金の補助率は、1/3（上限150万円）です。

- ・例えば、補助対象経費の総額が450万円の場合、国補助金の額が150万円、滋賀県補助金の額が150万円になります。

なお、申請件数次第では補助金の額を調整する場合があります。

【参考】

当事業の詳細については、県補助金の交付要綱や観光庁の該当 HP をご確認ください。
(観光庁 HP https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000453.html)

3 宿泊施設バリアフリー化促進事業

(1) 事業概要

宿泊施設のバリアフリー化改修を促進することにより、宿泊施設における高齢者、障害者等を含めた旅行者全体の安全・安心の確保を図るもの。

(2) 補助対象事業者

- ・ 宿泊事業者（1 者）

※観光庁への交付申請に当たり、事前に「バリアフリー化促進事業計画認定申請書」の認定を受ける必要があります（計画の申請期限：6 月 30 日火曜日）。

(3) 補助対象事業

- ・ 共用部におけるスロープやエレベーター等の改修
- ・ 敷地内の通路、建築物の出入口の改修
- ・ 客室の大規模改修 など

(4) 補助率

- ・ 1 / 4（上限 250 万円）

※滋賀県の補助対象となる事業に係る国補助金の補助率は、1 / 2（上限 500 万円）です。

- ・ 例えば、補助対象経費の総額が 1,000 万円の場合、国補助金の額が 500 万円、滋賀県補助金の額が 250 万円になります。

なお、申請件数次第では補助金の額を調整する場合があります。

【参考】

当事業の詳細については、県補助金の交付要綱や観光庁の該当 HP をご確認ください。
(観光庁 HP https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000451.html)

4 滋賀県への交付申請の募集期限

8 月 31 日（月）（先着順ではありません）

※観光庁に 6 月 30 日（火）までに計画を申請の上、交付決定を受ける必要があります。